

生物多様性条約における外来種の指針原則について（原則 7 ~ 10）

生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の 予防、導入、影響緩和のための指針原則	移入種への対応方針について
<p>指針原則 7 国境でのコントロールと検疫措置</p> <p>1 各国は以下の点を確実にするために、<u>侵略的な、あるいは侵略的になりうる外来種に対して国境でのコントロールと検疫措置を実施すべきである。</u> (a) 外来種の意図的な導入は、適切な許可を必要とする（原則 10） (b) 外来種の非意図的又は無許可の導入は、最小限に抑える</p> <p>2 各国は現行の国内法や政策に従って、国内での侵略的外来種の導入をコントロールするために、<u>適当な措置の実施を検討すべきである。</u></p> <p>3 これらの措置は、外来種によってもたらされる脅威のリスク分析とその潜在的な導入経路に基づくべきである。既存の適当な政府機関あるいは権限を有する組織は、必要に応じて強化、拡大され、職員はこれらの措置を実施できるように適切な訓練を受けるべきである。早期発見システムと地域や国際的な連携は <u>予防(prevention)</u> に不可欠である。</p>	
<p>指針原則 8 情報交換</p> <p>1 各国は、<u>外来種の予防(prevention)、導入、モニタリング、影響緩和の活動をする際に利用される情報を編纂し普及させるために、インベントリー（目録）の開発、分類や標本のデータベースを含む関連するデータベースの統合、情報システムと相互運用可能な分散型のデータベースのネットワークの開発を支援すべきである。</u> この情報には、事例リスト、近隣国への潜在的なリスク、侵略的外来種の分類、生態、遺伝的特徴、防除方法の情報を、利用できる限りいつでも、含むべきである。</p>	

生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の 予防、導入、影響緩和のための指針原則	移入種への対応方針について
<p>これらの情報は、世界侵入種プログラムによって編纂されているような国内の、地域的な、国際的な指針、手順、勧告と同様に、特に生物多様性条約クリアリングハウス・メカニズムを通じて広く普及が促進されるべきである。</p> <p>2 各国は外来種に対する特別な輸入の要件に関する情報、特に侵略的であると特定されている種の情報を提供し、他の国で利用可能にしなければならない。</p>	
<p>指針原則 9 能力構築を含む協力</p> <p>状況次第であるが、国の対応は単に国内だけのこともありうるし、二国間かそれ以上の国による協力を必要とすることもある。それらの協力には以下のようなものが含まれるであろう。</p> <p>(a) 特に近隣諸国間、貿易相手国との間、類似した生態系や侵入の歴史を持っている国の間での協力を重点を置き、侵略的外来種に関する情報、潜在的な不安、侵入の経路に関する情報を共有するためのプログラム。貿易相手国が類似した環境である場合には、特に注意すべきである。</p> <p>(b) <u>特定の外来種の取引、特に有害な侵入種を対象とした取引を規制するために、二国間又は多国間で協定を結び、それを利用すべきである。</u></p> <p>(c) 各国は、外来種の導入と定着が起こった場合のリスクを評価し減少させ、その影響を緩和するために必要な専門的技術や、財政面も含めリソースが不足している国に対する能力構築プログラムを支援すべきである。そのような能力構築には、技術移転や研修プログラムの開発が含まれる。</p>	

生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の 予防、導入、影響緩和のための指針原則	移入種への対応方針について
(d) 侵略的外来種の特定、 <u>予防(prevention)</u> 、早期発見、モニタリング、防除に向けた共同調査や出資。	
<p>指針原則 10</p> <p>意図的導入</p> <p>1 ある国において、実際に若しくは潜在的に侵略性のある外来種の意図的な最初の導入、又はその後の導入は、受け入れ国の権限ある当局からの事前の許可なくして行われるべきではない。提案された国への導入あるいは国内の新しい生態学的な地域への導入を許可するかしないかを決定する前に、<u>環境影響評価を含む適切なリスク分析を評価プロセスの一部として実施するべきである</u>。各国は、あらゆる努力を払って、<u>生物多様性を脅かさないと考えられる外来種についてのみ導入を許可すべきである</u>。その導入が生物多様性への脅威にはならないことを立証する責任は、導入の提案者にあるとすべきだが、それが適当な場合には受入国側が負うべきである。<u>導入の許可には、それが適当であれば、条件を付すことができる</u>(例えば、影響緩和計画、モニタリング手続き、評価や管理のための資金、封じ込めのための要件)</p> <p>2 意図的な導入に関する決定は、リスク分析の枠組みを含めて、1992年の環境と開発に関するリオ宣言の原則15及び生物多様性条約の前文で言及された<u>予防的(precautionary)アプローチに基づくべきである</u>。生物多様性の減少若しくは損失の脅威のある場合には、外来種に関して十分に科学的な裏付けがないことや知識が不足していることによって、権限ある当局が、侵略的外来種の拡散と</p>	<p>3-1-1 意図的導入(環境放出利用)に際しての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移入種(外来種)の環境放出利用は、<u>事前に利用による影響評価を行い、利用により生物多様性への影響等を生じさせることがないかについて確認を受けるような仕組みが必要である</u>。(環境放出利用に関し、法令による同等の許可等を受けている場合を除く。この許可等には、専門家による審査等を経たものであることが望ましい。) ・カテゴリ -a、 -a、 -aに含まれる種の環境放出利用を目的とした導入には、事前の影響評価を実施することが必要であるが、導入されることにより生物多様性への影響等が生じる可能性の高い種群については、<u>のうち-aに分類されていない種も含めて、事前の影響評価の対象とすることを検討する必要がある</u>。 ・ただし、カテゴリ 、 に分類され、これまで環境放出利用の経験が豊富であって、これまでの利用方法により環境への逸出、定着が見られず、生物多様性への影響等が生じていないもので、評価に関する専門家による検討を経たものについては、必ずしも確認を受ける必要はない。 ・過去に分布していた生物の再導入などの場合、<u>在来種(カテゴリ)であっても影響の確認を行うことが望ましい</u>。 ・利用による影響の評価は、<u>導入を計画する者が、導入による影響評価のための情報を収集、実施し、行政がその評価結果の妥当性を確認することを原則とする</u>。 ・行政が影響評価について確認するには、<u>専門家に対しデータの正確性、評価結果の妥当性について意見を求めることが必要である</u>。この専門家は、同時に、種のカテゴリ分けを検討する専門家と共通する。 ・上記の事前の影響評価は、当面、国外から国内への導入について検討を進めることが現実的である。<u>国内の他地域からの導入に対しても、原則として同様の考え方をとるべきであるが、国内の生物の移動を審査する仕組みがほとんどないことから、要注意地域など生物多様性の保全上重要な地域について、導入時の審査手法も含め、検討を行うことが適当である</u>。 <p>3-1-2 影響評価の項目と評価に基づく利用の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価は、対象となる生物の定着の可能性と、定着した際の影響の可能性の大きく2段階に分けて考えられる。それぞれの評価項目については、ある程度客観的なデータで評価が可能な内容とする必要がある。

生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の 予防、導入、影響緩和のための指針原則	移入種への対応方針について
<p>悪影響を予防するために、そのような外来種の意図的な導入に関する決定を下すことを妨げられてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>導入を計画する者は、導入する生物の生態学的特性に関するデータ（生息環境、食性、温度適応性等）導入する環境に関するデータなど評価項目について得るべきデータを収集し、影響評価を行う。</u> ・ <u>影響評価の結果、影響を及ぼすおそれがない、影響の軽減措置を講ずることにより影響を及ぼすおそれがないと判断されるものについて利用できることとする。</u> ・ <u>影響評価に基づく利用の判断については、データに基づいた定量的な評価を行うことは困難であることが多いことから、評価の手続きや情報に関する透明性を確保するとともに、生態学的な観点からの専門家の意見を広く求める必要がある。</u> <p>3-1-3 影響軽減のための措置</p> <p>環境放出利用に関し、影響軽減のための措置としては、例えば、以下のような措置が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>環境中へ意図的に放出するものなどについて、利用地点での影響をモニタリングし、影響が生じた際の対応措置を講ずること</u> ・ <u>飼育されるものなどについて、個体識別ができるような措置や、流通過程の追跡措置などを講ずることにより、逸出した場合の措置をとれるようにすること</u> ・ <u>繁殖抑制措置を施すことにより、意図しない個体数の増加や、逸出した場合の定着の防止を図ること</u> ・ <u>影響の軽減措置については、利用の条件として、確実に実施されることが必要である。</u> <p>3-1-4 意図的導入（封じ込め利用）に際しての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>封じ込め利用を目的とした移入種（外来種）の導入については、環境への逸出、定着の可能性が低いことから、例えば、封じ込め利用の基準を設け、その基準に合致した利用を行うことが適当である。</u> ・ <u>封じ込め利用の基準については、動物・植物、または個々の種によって、どのような状態を封じ込められた状態とするのか様々であるが、外部環境との接触や環境への逸出、定着を避けるための施設、設備の伴った利用となっているかどうかを基本と考えるべきである。</u>